安来市老朽危険建築物等除却助成事業補助金手続きの流れ
（代理受領制度を利用した場合）

★代理受領制度要綱による様式

安来市	申請者	請負業者

審査・現場調査
（判断基準による）
空き家・空き建築物
は島根県との事前協

老朽危険建築物等
調査申請書
【様式第１号】

老朽危険建築物等
調査結果通知書
【様式第２号】

事前協議　※１
代理受領制度利用の可否

※１：調査申請前の協議や見積もり作成は可能です。ただし交付申請書提出に必要な添付書類ですので補助金交付申請の内容と整合が取れる必要があります。

補助事業見積作成　※１
代理受領の内諾

本申請

審　査
空き家・空き建築物
は島根県との事前協

補助金交付申請書
【様式第３号】
★代理受領事前届出書
【様式第１号】

←契約する１０日前までに補助金交付申請書を提出

補助金交付決定（却下）
通知書【様式第７号】

★代理受領事前届出確認通知書【様式第２号】

解体工事契約

解体工事実施

解体工事完了
自己負担分請求
自己負担分領収書発行

自己負担分支払
自己負担分領収書受領

審　査

実績報告書【様式第１１号】　※２
★代理受領に係る委任状【様式第６号】

※２：完了後速やかに提出（交付決定年度の３月３１日が期限）

補助金額
確定通知書
【様式第１２号】

補助金額確定通知受

★代理受領補助金
交付請求書
【様式第７号】

補助金交付

補助金受領

島根県へ完了報告
【交付金実績報告】